

平成 25 年 9 月 13 日

財 務 省
北海道財務局長 鈴木 正 俊 様

一般社団法人 北海道ビルメンテナンス協会
会 長 山 田 春 雄

平成 26 年度入札に向けての要望について

時下 貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の運営や事業活動へのご指導、ご支援を賜り、また、昨年度の要望につきましても真摯なご対応をいただき、心から感謝申し上げます。

さて、ビルメンテナンス業が行う建築物の保安全管理業務は、衛生的で安全な環境を確保することにより、公共の安全や災害防止などに寄与することを目的としております。私どもは、こうした業界の使命を十分に認識して、適正なサービスの提供に努めております。

今年度の各官公庁の清掃・設備業務の入札におきまして、最低賃金が上昇しているにもかかわらず、昨年度を下回る額での落札事例が数例見られ、配置の従業員に対する最低賃金の支払いも厳しい、行き過ぎた低価格入札が行われている実態にあります。

委託業務の契約では労働関係法令の遵守が求められているにもかかわらず、公的負担の義務的経費の不算入などによる、極端な低価格入札を繰り返す不良・不適格業者の参入も、依然として多い状況にあります。

このことは、国の行う役務業務の入札にあつては、最低制限価格の設定ができないことが主因と考えますが、低入札価格調査制度においても関係法令等との照合もないまま、落札企業からの聴き取りを主体に判定されていることも、その要因と思われます。

最低賃金改正の度に、経営者の多くは、年金や社会保険などの上昇分の確保にも苦慮しており、そのため安定的な雇用の維持すらも難しくなっている実態から、経営の存続と雇用の維持の両立のためには、国の行う入札にあつても最低制限価格の設定が、必要な状況になっていると考えます。

加えて、地元営業拠点も確立されていないような、道外企業の不良・不適格業者の参入も、不当で過剰な低価格競争を助長しており、北海道において雇用の安定しない要因ともなっております。

当協会が本年 4 月に実施した入札事例の調査結果と、寄せられた意見に基づく要望を下記の通り取りまとめましたので、業界の現況と併せてご賢察の上、ご高配を賜りたくお願い申し上げます。

また、貴局の所管する独立行政法人等の出資団体が実施する入札に関しましても、同様のご高配を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

なお、平成 26 年度予算要求開始までにご回答をお願い申し上げます。

記

I 入札調査結果に関する事項

- ① 国の業務でありながら、国交省監修の「建築保全業務積算基準」や「建築保全業務労務単価」によらない積算と思われる事例が見受けられる。
- ② 仕様内容が不明確
 - ア 清掃業務：場所(階段室)や床材ごとの正確な面積、備品数、作業回数など
 - イ 設備運転保守管理業務：作業時間、配置技術者数など
 - ウ その他全般：仕様内容に重複があり複雑、都度、適宜などの曖昧表現
- ③ 仕様の変更が無いのにもかかわらず、落札価格が昨年以下で、「建築保全業務積算基準」と労務単価による積算額以下や最低賃金以下となっていると思われる事例もある。
- ④ 低入札価格調査対象の結果が参加業者に説明されないまま、落札企業が決まっている。

また、仕様による拘束時間から明らかに最低賃金の支払が難しいと思われるような場合や警備業務における最低賃金の特例など、法手続き上、理由としては不適格な場合でも落札者となっている。
- ⑤ 落札したものの履行能力の欠如による業務放棄、あるいは要員の確保ができなため履行直前に辞退し、再入札となった事例があった。
- ⑥ 受注施設の近傍に営業所等の管理拠点が無く、必要人員の確保や発注者との打合せなどに支障をきたした事例がある。
- ⑦ 低入札価格調査枠の拡大または最低制限価格を設定してほしい。

II 要望事項

1. 予定価格の積算について

- (1) 「建築保全業務積算基準」等による積算について
予定価格の決定にあたっては、「建築保全業務積算基準」、「建築保全業務労務単価」等に基づく積算とその周知徹底をお願いします。
- (2) 仕様内容の明確化について
作業面積、什器備品数、作業回数等、積算に必要な数量について明確に提示していただきますようお願いします。
- (3) 作業品質について
業務における作業品質の要求水準について、仕様書に明確な指示をしていただくとともに清掃業務については本要望書3の(3)による履行要件としての法定教育が適正に実施されていることの確認をお願いします。

2. 低価格調査等について

(1) 低価格調査および最低制限価格の設定について

低価格調査の対象を 1,000 万円未満にまで拡大し、低価格調査制度の仕様に基づく配置人数・使用資器材・作業手順および所要時間などを含む業務実施計画書と、これに基づく業務費内訳書の提出を義務付け、最低賃金をはじめとする諸法令の遵守が不可能な応札額の場合など、失格基準の設定または最低制限価格の設定をお願いします。

(2) 落札者の決定について

低入札価格調査の対象となった場合、参加企業に対して、決定根拠を説明していただきますようお願いします。

また、調査の結果、最低賃金の支払などの法令遵守が困難と思われる場合や警備業務における最低賃金の特例など法手続き上、虚偽の疑いのある理由など、決定根拠として不適当な場合は、落札としないようお願いします。

3. 参加・履行要件について

公平・公正な積算条件および適正な業務実施と業務品質の確保のため、法令遵守と技術的適性および参加・履行要件を定め、厳正な審査の実施をお願いします。

(1) 各種法令遵守の確認（履行要件）

- ① 当該業務配置従業員に最低賃金以上の賃金が確実に支払われていること
・賃金支払い明細書および賃金台帳等による確認
- ② 当該業務配置従業員の健康診断が実施されていること
・健康診断実施結果報告書控または個人票控による確認
- ③ 清掃業の知事登録業者であること
・登録証および登録資格者の在職確認
- ④ 加入要件を満たす配置従業員が、社会保険及び労働保険に加入していること
・健康保険及び雇用保険の被保険者証の写し等による確認

(2) 施工能力の確認（履行要件）

- ① 損害保険に加入していること
・保険証、契約書の確認
- ② 履行可能な従業員が確保されていること
・必要資格保有者の在職確認

(3) 業務品質の確保（履行要件）

- ① 配置清掃員の法定教育を少なくとも履行後 2 カ月以内に実施すること
・適正に実施されていることを清掃従事者研修登録機関からの証明書による確認
- ② 同様施設における同種業務の履行実績
- ③ 業務実施計画書の提出
・仕様に基づく配置人数・使用資器材・作業手順と所要時間などを含む業務実施計画書

(4) 営業拠点の確認（参加要件）

対象施設の近傍に常用雇用の責任者が常駐する3年以上の実態のある営業拠点を持つ企業を対象とすること

4. 検査・評価の実施について

履行要件の確認とともに、手抜きによる提供サービスの品質の低下を防止し、また、適正な事業者選定の資料とされますよう、委託業務についても「検査」「評価」の実施をお願いします。

例年、低価格調査基準以下で落札される、WTO物件については、必要とされる品質の保持に疑義があるので、特に厳正なる検査と評価をお願いします。

さらに、不良および不誠実な履行状況が確認された場合には、当該業者への指名停止等を含むペナルティを科すこともご検討願います。

5. 指名競争入札等について

(1) 指名競争入札の実施について

一般競争入札では、履行能力の欠如や要員の確保などの準備が整わないために履行直前の辞退や業務放棄などを起こす可能性や実績もなく能力不足の不良不適格業者の排除が難しく、反社会的勢力に関係する企業が参加してくるおそれもあることから、すべての建築物保全業務について、指名競争入札の実施の検討を上申願います。

(2) WTO の対象について

日本は、先進国の中でも最もテロ対策が遅れているとの指摘があることから、施設警備業務においては、テロの対象となるおそれのある公共施設や交通拠点・ライフラインなどの重要施設に検定資格者の配置を義務付けしようとしています。

警備の品質を高めても、警備員の立ち入らない場所やトイレの中など、入りにくいエリアが存在しますが、どこにでも出入りすることが可能で、ゴミ箱の中や作業を通じてこれらの安全を確認できるのは清掃員だけです。

WTO の対象となる公共施設は大規模でテロの対象となった場合、不特定多数の人たちが巻き込まれるおそれがあり、行政機能も長期にわたって阻害されることから、多大かつ広範な被害が想定されます。

参加制限のない一般競争入札では、テロの防止および可能性の低減を期待することはできません。

以上のことから、日常的清掃は、WTO の適用を除外するよう上申願います。